

富山県迷惑行為等防止条例の一部改正（案）に対する意見の概要及び県警察の考え方

	意見の概要	意見に対する 県警察の考え方
「目的」 規定	目的に「滞在者」は必要ないと思います。「県民等」で良いと思います。	今回の一部改正（案）では、条例の規制又は保護の対象となる者をより明確に規定するため、「県民及び滞在者等」に表現を改めることとしております。
「卑わ いな行 為の禁 止」規定	卑わいな行為について、私的空間に拡大することは必要だと思います。私的空間でも盗撮行為等が行われており、このような行為を処罰できるようにすべきだと思います。	今回の一部改正（案）では、のぞき見及び盗撮行為の規制場所を住居や宿泊施設の客室等の私的空間まで拡充することとしております。
	盗撮しても罪に問えない場所があることに驚きました。今回の規制場所の撤回で、少しでも不安がなくなれば良いと思います。	
その他	長年、地域住民を悩ませているごみの放置、所かまわずの「用足し」、アイドリング等に迷惑しています。	ご意見として、参考とさせていただきます。
	隣家の犬の鳴き声やその犬の排泄物等の悪臭に困っています。	
	町内会で管理するごみ集積場等のごみの放置、持ち去り、持ち込み、住民の広域避難場所に指定されている公園内駐車場の長時間駐車等に迷惑しています。	
	迷惑防止条例の中身を県警察や一部だけが知っていても何の処置にもなりません。警察だけで広報しようとしても限界があると思いますので、各関係機関と連携する必要があります。	
	第5条の見出しを「押売行為や寄附の禁止」等とし、押売以外の寄附も明確に含むことを明記することが必要かと思えます。 【同様意見1件】	

※ ご意見のうち、内容について一部要約してあります。

また、公表することにより県民等の権利や利益を侵害するおそれがあるご意見については、掲載していません。